

## 島根県省力化投資等支援事業補助金

# 人手不足解消

に効果のある

# 省力化

に取り組みませんか？

深刻な人手不足の影響を受けている中小企業者等に対して省力化を図るための取組に係る経費の一部を補助します。



補助率

1/3

補助上限額：

《設備導入》

150万円（下限20万円）

《専門家派遣》

20万円

### 補助対象者

人手不足により事業規模を縮小している中小企業者等※  
※中小企業者等…中小企業基本法に定める中小企業者、事業協同組合、  
企業組合、協業組合、商工組合及び特定非営利活動法人  
※農林水産業等を除く ※その他諸要件あり

### 補助要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・前期の売上高等が減少していること
- ・従業員数等が減少していること（整理解雇などの離職による減少は含まない）
- ・求人活動を実施したが、充足に至っていないこと

### 事業内容

- ①作業等の省力化に必要となる機械設備等の導入経費
- ②現場改善等のための専門家派遣経費

### 公募期間

第1次締切：6月16日 第2次締切：7月15日 第3次締切：8月20日  
※いずれも17時必着 予算の上限に達し次第、終了となります。

<申請時、申請（採択）後に対応が必要な主な事項>

- ・申請時には生産性向上計画の策定が必要です。
- ・本事業により取得した財産の処分には制限があります。
- ・補助金確定前に証拠書類の提出、保存義務の他、実地検査を行います（会計検査対象）。
- ・事業終了の翌年度から3年間実施効果報告書の提出が必要です。

<要綱、様式、その他詳細については、島根県中小企業団体中央会ホームページでご確認下さい。>

<https://www.crosstalk.or.jp/r7shimane-shoryokuka.html>

お問合せ先：島根県中小企業団体中央会 組織振興課

TEL：0852-21-4809

E-mail：shimane-shoryokuka@crosstalk.or.jp

